

2024年1月23日からの大雪等により被災されたお客さまに対する
接続送電サービス料金等の特別措置について

2024年1月29日
関西電力送配電株式会社

このたびの大雪等により被災されたお客さまに心から謹んでお見舞い申し上げます。

当社は、2024年1月23日からの大雪等により災害救助法が適用された地域および隣接する地域において、被災されたお客さまに対して電気の供給を行なう契約者（小売電気事業者）からのお申し出を受けた場合に、下記の特別措置を講ずることとしました。

また、1月25日に「託送供給等約款以外の供給条件」を経済産業大臣に認可申請し、本日、認可を受けましたのでお知らせします。

1. 対象地域

災害救助法適用地域：（岐阜県）不破郡関ヶ原町
隣接する地域：（滋賀県）米原市

2. 主な特別措置内容

被災された電気の使用者を需要者とする供給地点について、以下のとおりといたします。

（1）接続送電サービス料金等の料金算定日（検針日の翌日から30日目までの期間）の延長

接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金の2023年12月分、2024年1月分、2月分および3月分の料金算定日を1ヶ月間延長させていただきます。ただし、料金算定日の延長は、支払期日が2024年1月24日以降となるものに限ります。

（2）不使用月の接続送電サービス料金等の免除

被災日から引き続きまったく電気を使用されない場合は、その需要者の被災日が属する月分の次の月分からの6ヶ月間に限り、接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金を免除させていただきます。

（3）工事費負担金の免除

被災された需要者がまったく電気を使用されずに接続供給を廃止され、被災前と同様の契約内容で2024年7月末日までに接続供給を申し込まれた場合は、その工事費負担金を免除させていただきます。

(4) 臨時工事費の免除

被災された需要者が2024年7月末日までに同一場所において臨時接続送電サービスを申し込まれた場合は、その臨時工事費を免除させていただきます。

(5) 被災により使用できなくなった設備の基本料金等の免除

需要者の電気設備が、災害のため一時使用不能となった場合は、2024年7月末日までの間は、その使用不能設備に相当する接続送電サービス料金および臨時接続送電サービス料金の基本料金ならびに予備送電サービス料金を免除させていただきます。

(6) 引込線、計量器等の取付位置変更時の工事費の免除

被災された需要者が2024年7月末日までに引込線、計量器等の取付位置の変更を申し込まれた場合で、被災前と供給方法が同様のときには、その初回の工事費を免除させていただきます。

なお、電気最終保障供給約款についても同様に、特別措置に関する特例承認申請を経済産業大臣に行い、承認を得ました。

3. 特別措置の申込方法

この特別措置の適用を希望される契約者は、当社ネットワークサービスセンター（06-7501-0695）までお問い合わせください。

以 上